

大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、新庁舎ネットワーク整備基本設計の実施に当たり、事業者からの企画提案書とプレゼンテーション・ヒアリングを基に実績、技術、サービス、事業費など、総合的な評価により受託候補者を選定するために実施する。審査は、大磯町（以下、「町」という。）に大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し実施する。

本要領は、「大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託」に関する提案の募集及び選定について、必要な手続を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託

(2) 業務内容

新庁舎に係るネットワークの基本設計等の業務を行う。詳細については、大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

(4) 提案上限額

29,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各年度の支払限度額は以下のとおり。

令和8年度 : 0円

令和9年度 : 29,700,000円

提案上限額は、提案内容の規模を示すもので、予定価格を示すものではない。

(5) 町担当部署（選定委員会事務局）

本プロポーザルに係る問合せ及び必要書類の提出は、下記の町担当部署を窓口とする。提出様式等の資料は、町ホームページからダウンロードすること。

担当部署	: 大磯町政策総務部政策課情報化推進係
窓 口	: 大磯町役場本庁舎1階電算室
所在地	: 〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
電話番号	: 0463-61-4100（代表）内線206、207
FAX	: 0463-61-1991
メール	: joho@town.oiso.kanagawa.jp

※メール送信時の容量は、1通あたり10MB以下とする。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) この公告の日（以下「公告日」という。）現在において、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日において大磯町又は神奈川県から指名停止を受けていないこと。
- (4) 公告日から過去6か月の間に取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (5) 公告日から過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 当該年の直前1年の国税及び当該年度の直前1年の地方税を滞納していないこと。
- (8) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに規定する者又はこれらの者と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）またはプライバシーマークの第三者機関による認証を受けていること。
- (11) 自治体の本庁舎内全体のネットワークを、過去5年間（令和3年4月1日以降の契約案件）で3件以上設計した実績を有すること。
- (12) 本業務に従事する作業責任者は、プロジェクトマネージャー（IPA）またはPMP（Project Management Professional）の資格を有し、本業務と同等の案件を過去5年間（令和3年4月1日以降の契約案件）で1件以上、担当した実績を有すること。

4 プロポーザルスケジュール

公告	．．．．．	令和8年8月17日(月)
第1回質問受付期間	．．．．	令和8年8月18日(火)～8月28日(金・正午)
第1回質問回答	．．．．．	令和8年9月2日(水)
参加申込期限	．．．．．	令和8年9月8日(火)(正午)
参加資格確認結果通知	．．．	令和8年9月11日(金)
第2回質問受付期間	．．．．	令和8年9月14日(月)～9月15日(火・正午)
第2回質問回答	．．．．．	令和8年9月18日(金)

企画提案書受付期間 令和8年9月28日(月)～10月2日(金・正午)
プレゼンテーション 令和8年10月20日(火) (予定)
契約締結予定 令和8年11月上旬

5 第1回質問受付・回答

質問受付・回答は次のとおりとする。なお、質問及び回答は、町ホームページに公開するため秘匿事項や個人情報など、公表できない内容は記載しないこと。

(1) 質問提出方法

質問書(様式1)により、町担当部署まで電子メールで提出し、送付後速やかに電話で到達確認をすること。

(2) 質問受付期間

令和8年8月18日(火)から8月28日(金) 正午まで ※必着

(3) 回答方法

令和8年9月2日(水)に、町ホームページに回答を掲載する。なお、回答内容は仕様書の追加・修正として取り扱う。

町ホームページ :

<https://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/seisaku/seisaku/tantou/dx/25078.html>

6 プロポーザルの参加申込

参加希望者は、次のとおり申込を行うこと。

(1) 提出書類

次の提出書類に関係書類を添えて書面により提出すること。文字サイズは12pt、印刷は片面印刷、提出部数は正本1部と副本1部の計2部とする。

① 参加申込書(様式2)

② 会社概要(様式3)

情報セキュリティマネジメントシステム(IS027001/ISMS)又はプライバシーマークの第三者機関による認証を受けていることを証明する書類を添付すること。

③ 業務実績調書(様式4)

自治体の本庁舎内全体のネットワークを、過去5年間(令和3年4月1日以降の契約案件)で3件以上設計した実績を有することを証明する書類として、ネットワーク設計に係る自治体との受託契約書の写し(当該自治体の許諾が得られない場合は、添付省略可とする。)及び当該ネットワーク設計の受託業務内容が分かる仕様書の写し又は受託業務内容がわかる資料を提出すること。

④ 作業責任者実績調書(様式5)

本業務に従事する作業責任者が、プロジェクトマネージャー(IPA)またはPMP(Project Management Professional)の資格を有していることが分かる書類を提出すること。

(2) 提出先 町担当部署

(3) 提出期限 令和8年9月8日(火) 正午 ※必着

(4) 提出方法 書面及びデータで提出すること。

書 面 : 持参又は郵送(書留郵便)

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

※郵送の場合は、郵送事故等については参加希望者のリスク負担とする。

データ : メールにて送付し、必ず電話で到達確認をすること。

7 参加資格の確認結果通知

プロポーザルの参加資格の確認結果は、町において参加申込書類を確認し、書面で通知する。参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加することはできない。

参加資格確認通知(発送): 令和8年9月11日(金)

8 第2回質問受付・回答

(1) 第2回質問提出方法

「5 第1回質問受付・回答」の「(1) 質問提出方法」と同じ。

(2) 第2回質問受付期間

令和8年9月14日(月)から9月15日(火) 正午まで ※必着

(3) 回答方法

令和8年9月18日(金)に、町ホームページに回答を掲載する。なお、回答内容は仕様書の追加・修正として取り扱う。

9 企画提案書の提出

参加資格を認めた者(以下「企画提案者」という。)は、次のとおり提出書類を書面及びデータで提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書(表紙)(様式6) 書面1枚及びデータ

② 企画提案書(任意様式) 書面8部及びデータ

書面 : 40ページ以内(表紙・目次を除く)、図・絵・写真等の使用可、文字は12pt以上、カラー・モノクロの指定なし、A4横向き、両面印刷、長辺閉じ、上側2か所をホチキス止め

データ : 電子メールで町担当部署宛てに提出

(ア) 企画提案書の内容は、原則、「大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託事業者選定基準」(以下、「事業者選定基準」という。)の別紙「大磯町新庁舎ネットワーク整備基本設計業務委託 プロポーザル評価基準書」(以下、「プロポー

ザル評価基準書」という。)の該当項目が分かるように提案するものとし、文章、表、図等を使用し、簡潔かつ明瞭に記述すること。

(イ) 専門用語は、注釈を付ける等、専門知識を有しない者にも理解できるよう、工夫すること。

③ 見積書(様式7) 書面1部

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、消費税及び地方消費税相当額を加えた額が、本要領「2 業務概要」の「(4) 提案上限額」に記載する額を超えてはならない。

(2) 提出先 町担当部署

(3) 提出期間 令和8年9月28日(月)から10月2日(金) 正午まで ※必着

(4) 提出方法

① 書 面 : 持参又は郵送(書留郵便)

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

※郵送の場合は、郵送事故等については参加希望者のリスク負担とする。

② データ : 電子メールにて送付し、必ず電話で到達確認をすること。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を実施し、提案内容を評価する。なお、プレゼン等に参加しない場合は審査を行わない。

(1) 開催日(予定)

令和8年10月20日(火) 午後 ※時間は別途通知する。

(2) 場所

別途通知する

(3) 実施方法

プレゼン等は対面で行い、データをスクリーンに投影し実施する。

(4) 時間構成

・ プレゼンテーション 20分 以内 (スライド枚数は指定しない)

・ ヒアリング 25分 程度

(5) プレゼン等で使用するデータ

データは、予備として、USBに格納し事前に町担当部署に提出すること。

提出期限 令和8年10月15日(木) 午後5時まで

(6) 留意事項

(ア) プレゼン等は、非公開で実施する。

(イ) プレゼン等の順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プレゼン等の出席者は、4人以内(パソコン操作員含む)とする。

(エ) プレゼン等は、公平性を期するため、企画提案者の会社名を明かさない状態で実施する。

- (オ) 企画提案者は、プレゼン等において、発言や服装等により会社名が特定されないよう注意すること。
- (カ) プレゼンテーションは、企画提案書に記載した内容を表現するものとし、新たな提案は認めない。
- (キ) プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは町が用意する。その他パソコンやプレゼン等に使用するデータは、企画提案者が各自で準備すること。

11 審査及び結果通知

- (1) 審査は、提出された業務実績、作業責任者の業務実績、企画提案書及びプレゼン等の説明、質疑応答の内容、見積金額を総合的に判断し、評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。ただし、失格となった場合はこの限りではない。
- (2) 審査結果の通知は、全ての企画提案者に対し文書で通知する。
- (3) 企画提案等における評価項目、評価視点及び配点は、プロポーザル評価基準書のとおりとする。
- (4) 企画提案者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定し、基準を満たしていないと判断した場合は受託候補者として選定されない。
- (5) 評価点合計が同点の場合は、プロポーザル評価基準書の「2 業務内容」の評価点が高い者を上位とし、「2 業務内容」も同じ場合は、「1 基本項目」のうち「作業責任者の実績」が高い者を上位とする。これらすべての評価点が同じ場合は、選定委員会の判断で決定するものとする。

12 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合。
- (4) 提出した企画提案書等の内容が、仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる場合。
- (5) 見積金額が提案上限額を超える金額であった場合。
- (6) この要領に定める手続以外の方法により、選定委員会の委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (7) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合。

13 プロポーザルの結果公表

本プロポーザルの結果については、次に掲げる事項を町ホームページに掲載する。

- ・ 業務名
- ・ 受託候補者の名称（次点候補者まで）
- ・ 評価点数
- ・ その他必要な事項

14 契約手続き

- (1) 受託候補者は、町から受託候補者決定の通知を受けた後、速やかに受託候補者と町との間で、企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約書の詳細を定める。
- (2) 契約は、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らない。
- (3) 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (4) 受託候補者との協議が不調となった場合、受託候補者が失格となった場合又は辞退した場合は、次点候補者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (4) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (6) 町は、企画提案者から提出された企画提案書等について大磯町情報公開条例（平成9年12月11日大磯町条例第13号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (7) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。また、企画提案書等の内容に、著作権、特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した場合、その責任は原則として企画提案者が負うこと。
- (8) 評価内容及び選定の審査結果に関する異議申立ては、一切認めない。
- (9) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (10) 本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、町から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (11) 本プロポーザルの手続については、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び仕様書によるものとする。